

監査委員公表第2号

監査等の結果について

地方自治法第199条第5項の規定に基づき随時監査を執行しましたので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

平成29年2月23日

寒川町監査委員 竹井 龍一郎

同 佐藤 一夫

- 1 監査実施日
平成29年1月31日
- 2 監査対象機関
都市建設部下水道課
- 3 監査の種別及び対象
工事監査
【公共下水道大村旭幹線枝分割1工事】
- 4 監査の方法
工事監査は、技術的かつ専門的な観点で検査を行う必要があるため、協同組合 総合技術士連合と委託契約を締結し、技術士の派遣を求め実施した。
- 5 監査の結果
工事監査資料及び関係技術調査資料から計画、調査、設計、積算、契約等の内容についての書類調査、施工計画、施工管理、出来形等の現地状況技術調査を行い、総体的に適切かつ妥当な対応が実施されていた。